ストックオプションに対する課税(O&A)

このQ&Aは、ストックオプションに関する税務上の一般的な取扱いについて、質疑応答形式で取りまとめたものです。

- ※ このQ&Aは、令和5年4月1日現在の法令・通達等に基づいて作成しています。
- ※ このQ&Aは、一般的な取扱いを示したものであり、個々の事実関係によっては、異なる取扱いとなる場合があることにご注意ください。

【税制非適格ストックオプション(無償・有利発行型)の課税関係】

問1 私は、勤務先から譲渡制限の付されたストックオプション(税制非適格ストックオプション)を無償で取得しました。この場合の課税関係について教えてください。

【発行会社の株価等】

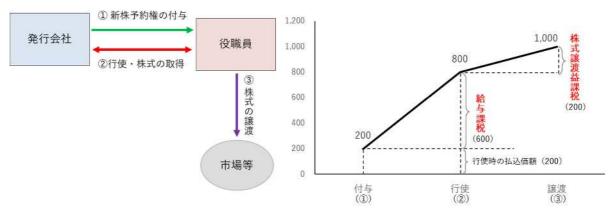
・ ストックオプションの付与時 : 200

ストックオプションの行使時 : 800(権利行使価額 200)

・ 権利行使により取得した株式の譲渡時:1,000

- 勤務先から支給を受ける現物支給の給与については、支給時の給与所得として所得税の課税対象とされますが、その現物支給の給与が、譲渡制限の付されたストックオプション(税制非適格ストックオプション)である場合には、そのストックオプションを譲渡して所得を実現させることができないことから、ストックオプションの付与時に所得を認識せず、そのストックオプションを行使した日の属する年分の給与所得として所得税の課税対象とすることとされています(所令84③)。
- ご質問のストックオプション (税制非適格ストックオプション (無償・有利発行型)) の課税 関係は、次のとおりとなります。
 - ① 税制非適格ストックオプションの付与時の経済的利益は、当該ストックオプションには譲渡制限が付されており、そのストックオプションを譲渡して所得を実現させることができないことから、課税関係は生じません。
 - ② 当該ストックオプションの行使時(株式の取得時)の経済的利益は、給与所得となります。 (注1)経済的利益の額は、行使時の株価(800)から権利行使価額(200)を差し引いた 600 となります。
 - (注2)発行会社は、上記の経済的利益について、源泉所得税を徴収して納付する必要があります。
 - ③ 当該ストックオプションを行使して取得した株式を売却した場合、株式譲渡益課税の対象となります。
 - (注) 株式譲渡益は、譲渡時の株価(1,000) から、行使時の株価(800) を差し引いた 200 となります。

《税制非適格ストックオプション(無償・有利発行型)のイメージ》



【税制非適格ストックオプション(有償型)の課税関係】

問2 私は、勤務先からストックオプションを適正な時価(50)で有償取得しました。この場合の課税関係について教えてください。

【発行会社の株価等】

・ ストックオプションの購入時 : 200

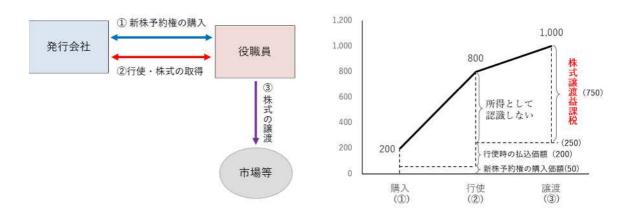
・ ストックオプションの行使時 : 800 (権利行使価額 200)

・ 権利行使により取得した株式の譲渡時:1,000

(答)

- 勤務先から支給を受ける現物支給の給与については、支給時の給与所得として所得税の課税対象とされますが、その現物支給の給与が、譲渡制限の付されたストックオプション(税制非適格ストックオプション)である場合には、そのストックオプションを譲渡して所得を実現させることができないことから、ストックオプションの付与時に所得を認識せず、そのストックオプションを行使した日の属する年分の給与所得として所得税の課税対象とすることとされています(所令84③)。
- 他方で、ご質問のような勤務先から適正な時価で有償取得したストックオプション (税制非適格ストックオプション (有償型)) の課税関係は、次のとおりとなります。
 - ① 税制非適格ストックオプション(有償型)は、当該ストックオプションを適正な時価で購入していることから、経済的利益は発生せず、課税関係は生じません。
 - ② 当該ストックオプションの行使時の経済的利益(ストックオプションの値上がり益)については、所得税法上、認識しないこととされています(所法 36②、所令 109①一)。
 - ③ 当該ストックオプションを行使して取得した株式を売却した場合、株式譲渡益課税の対象となります。
 - (注) 株式譲渡益は、譲渡時の株価(1,000) から、当該ストックオプションの購入価額(50) と権利行使価額(200) の合計額(250) を差し引いた 750 となります。

《税制非適格ストックオプション(有償型)のイメージ》



【税制非適格ストックオプション(信託型)の課税関係】

- 問3 私は、下記のとおり、勤務先から信託会社を通じてストックオプションを取得し、その権利を行使することにより取得した株式を売却しました。この場合の課税関係について教えてください。
 - ① 発行会社又は発行会社の代表取締役等が信託会社に金銭を信託して、信託(法人課税信託)を組成する(信託の組成時に、受益者及びみなし受益者は存在しない。)。
 - ② 信託会社は、発行会社の譲渡制限付きストックオプションを適正な時価(50)で購入する。
 - ③ 発行会社は、信託期間において会社に貢献した役職員を信託の受益者に指定し、信託財産として管理されているストックオプションを当該役職員に付与する。
 - ④ 役職員は、ストックオプションを行使して発行会社の株式を取得する。
 - ⑤ 役職員は、ストックオプションを行使して取得した株式を売却する。

【発行会社の株価等】

ストックオプションの購入時 : 200ストックオプションの付与時 : 600

ストックオプションの行使時 : 800 (権利行使価額 200)

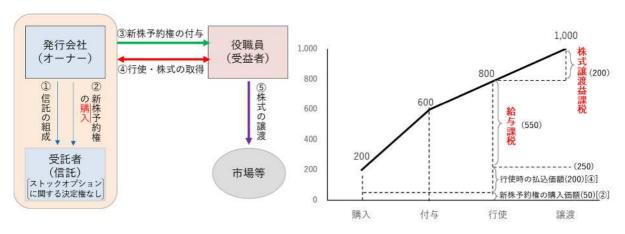
・ 権利行使により取得した株式の譲渡時:1,000

- 勤務先から支給を受ける現物支給の給与については、支給時の給与所得として所得税の課税対象とされますが、その現物支給の給与が、譲渡制限の付されたストックオプション(税制非適格ストックオプション)である場合には、そのストックオプションを譲渡して所得を実現させることができないことから、ストックオプションの付与時に所得を認識せず、そのストックオプションを行使した日の属する年分の給与所得として所得税の課税対象とすることとされています(所令84③)。
- ご質問のストックオプション (税制非適格ストックオプション (信託型)) の課税関係は、次のとおりとなります。
 - ① 当該信託(法人課税信託)には、組成時に受益者が存在しないことから、発行会社又は発行会社の代表取締役等が信託会社に信託した金銭に対して、法人課税が行われることとなります。
 - ② 信託会社が税制非適格ストックオプション(信託型)を適正な時価(50)で購入した場合、 経済的利益が発生しないことから、課税関係は生じません。
 - ③ 発行会社が役職員を受益者に指定して、役職員に当該ストックオプションを付与した場合の経済的利益については、課税関係は生じません(所法 67 の 3 ②)。
 - (注) 役職員は、信託が購入の際に負担した 50 を取得価額として引き継ぐこととなります (所法 67 の 3 ①)。
 - ④ 役職員が当該ストックオプションを行使して発行会社の株式を取得した場合、その経済的利益は、給与所得となります(所法 28、36②、所令 84③)。
 - (注1)経済的利益の額は、行使時の株価(800)から取得価額として引き継いだ(50)と権利行使価額(200)の合計額(250)を差し引いた550となります。
 - (注2)発行会社は、上記の経済的利益について、源泉所得税を徴収して、納付する必要があ

ります。

- (注3) 税制非適格ストックオプション(信託型)については、
 - ・ 信託が役職員にストックオプションを付与していること、信託が有償でストックオ プションを取得していることなどの理由から、上記の経済的利益は労務の対価に当た らず、「給与として課税されない」との見解がありますが、
 - ・ 実質的には、会社が役職員にストックオプションを付与していること、役職員に金 銭等の負担がないことなどの理由から、上記の経済的利益は労務の対価に当たり、「給 与として課税される」こととなります。
- ⑤ 役職員が当該ストックオプションを行使して取得した株式を売却した場合、株式譲渡益課税の対象となります。
 - (注) 株式譲渡益は、譲渡時の株価(1,000) から、行使時の株価(800) を差し引いた 200 となります。

《税制非適格ストックオプション(信託型)のイメージ》



【源泉所得税の納付について】

問4 私は、発行会社の経理担当者です。

今般、税制非適格ストックオプション(無償・有利発行型又は信託型)の行使に係る経済 的利益について、源泉所得税を納付していないことが判明しました。

このような場合、どのように対応すればよいですか。

- 税制非適格ストックオプション(無償・有利発行型又は信託型)については、ストックオプションの行使による株式の交付の際に、給与所得に係る源泉所得税を徴収して、納税地の所轄税務署に納付する必要があります。
- ご質問のように、既にストックオプションの行使が行われ、源泉所得税の納付をしていない場合には、速やかに源泉所得税を納付していただく必要があります。
 - (注)納付した源泉所得税は、ストックオプションを行使した者に求償することができます。
- なお、源泉所得税を一時に納められない場合には、税務署に申請を行うことにより、原則として1年以内の期間に限り、納税の猶予等が認められる場合があります。
- 今後の手続等にご不明な点等がございましたら、納税地の所轄税務署の法人課税部門(源泉所得税担当)にご連絡いただきますようお願いいたします。

【税制非適格ストックオプションを行使して取得した株式の価額】

問5 私は、発行会社の経理担当者です。

今般、税制非適格ストックオプション(無償・有利発行型又は信託型)の行使に係る経済 的利益について、源泉所得税を納付していないことが判明しました。

このような場合、源泉所得税を計算する際の株式の価額について、どのように算定すれば よいですか。

(答)

- 税制非適格ストックオプション(無償・有利発行型又は信託型)を行使して取得した株式の価額については、所得税基本通達 23~35 共 9 の例により算定することとなり、具体的な算定方法は、次のとおりです。
 - (1) その株式が金融商品取引所に上場されている場合

当該株式につき金融商品取引法第 130 条の規定により公表された最終の価格(同日に最終の価格がない場合には、同日前の同日に最も近い日における最終の価格とし、2以上の金融商品取引所に同一の区分に属する最終の価格がある場合には、当該価格が最も高い金融商品取引所の価格)

(2) その株式に係る旧株が金融商品取引所に上場されている場合において、当該株式が上場されていないとき

当該旧株の最終の価格を基準として当該株式につき合理的に計算した価額

- (3)上記(1)の株式及び(2)の旧株が金融商品取引所に上場されていない場合において、当該株式又は当該旧株につき気配相場の価格があるとき
 - (1) 又は(2) の最終の価格を気配相場の価格と読み替えて(1) 又は(2) により求めた価額
- (4)(1)から(3)までに掲げる場合以外の場合
 - イ 売買実例のあるもの

最近(概ね6月)において売買の行われたもののうち適正と認められる価額

ロ 公開途上にある株式で、当該株式の上場又は登録に際して株式の公募等が行われるもの (イに該当するものを除く。)

金融商品取引所又は日本証券業協会の内規によって行われるブックビルディング方式又は競争入札方式のいずれかの方式により決定される公募等の価格等を参酌して通常取引されると認められる価額

- (注)公開途上にある株式とは、金融商品取引所が株式の上場を承認したことを明らかにした日から上場の日の前日までのその株式及び日本証券業協会が株式を登録銘柄として登録することを明らかにした日から登録の日の前日までのその株式をいいます。
- ハ 売買実例のないもので発行会社と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の株式会 社の株式の価額があるもの

当該価額に比準して推定した価額

ニ イからハまでに該当しないもの

権利行使日等又は権利行使日等に最も近い日におけるその発行会社の1株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額

【税制適格ストックオプションの課税関係】

問 6 私は、勤務先から税制適格ストックオプションを取得しました。この場合の課税関係について教えてください。

【発行会社の株価等】

・ ストックオプションの付与時 : 200

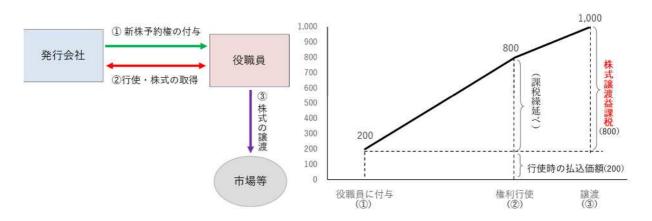
ストックオプションの行使時 : 800(権利行使価額 200)

・ 権利行使により取得した株式の譲渡時:1,000

- 勤務先から支給を受ける現物支給の給与については、支給時の給与所得として所得税の課税対象とされますが、その現物支給の給与が、譲渡制限の付されたストックオプション(税制非適格ストックオプション)である場合には、そのストックオプションを譲渡して所得を実現させることができないことから、ストックオプションの付与時に所得を認識せず、そのストックオプションを行使した日の属する年分の給与所得として所得税の課税対象とすることとされています(所令84③)。
- 他方で、ストックオプションの付与契約において、次に掲げる要件が定められている場合(税制適格ストックオプションに該当する場合)には、当該ストックオプションを行使して株式を取得した日の給与課税を繰り延べ、その株式を譲渡した日の属する年分の株式譲渡益として所得税の課税対象とすることとされています(措法 29 の 2)。
 - (注)給与所得の税率よりも株式譲渡益の税率が低い場合には、税負担が軽減されることとなり ます。
 - ① 当該ストックオプションは、発行会社の取締役等に付与されたものであること。
 - ② 当該ストックオプションの行使は、その契約の基となった付与決議の日後2年を経過した日からその付与決議の日後10年を経過する日(発行会社が設立の日以後の期間が5年未満の株式会社で、金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社以外の会社であることその他の要件を満たす会社である場合には15年)までの間に行わなければならないこと。
 - (注) 付与決議の日とは、新株予約権の割当に関する決議の日をいいます。
 - ③ 当該ストックオプションの行使の際の権利行使価額の年間の合計額が 1,200 万円を超えないこと。
 - ④ 当該ストックオプションの行使に係る1株当たりの権利行使価額は、当該新株予約権に係る 契約を締結した株式会社の当該契約の締結の時における1株当たりの価額相当額以上である こと。
 - ⑤ 当該ストックオプションについて、譲渡が禁止されていること。
 - ⑥ 当該ストックオプションの行使に係る株式の交付が、会社法第 238 条第1項に定める事項 に反しないで行われるものであること。
 - ① 発行会社と金融商品取引業者等との間であらかじめ締結された取決めに従い、金融商品取引業者等において、当該ストックオプションの行使により取得した株式の保管の委託がされること。

- ご質問のストックオプション (税制適格ストックオプション) の課税関係は、次のとおりとなります。
 - ① 税制適格ストックオプションの付与時の経済的利益は、当該ストックオプションには譲渡制限が付されており、そのストックオプションを譲渡して所得を実現させることができないことから、課税関係は生じません。
 - ② 当該ストックオプションの行使時(株式の取得時)の経済的利益は、租税特別措置法の規定により、課税が繰り延べられることから、課税関係は生じません。
 - ③ 当該ストックオプションを行使して取得した株式を売却した場合、株式譲渡益課税の対象となります。
 - (注) 株式譲渡益は、譲渡時の株価(1,000) から、権利行使価額(200) を差し引いた 800 となります。

《税制適格ストックオプションのイメージ》



(参考) 令和5年度税制改正で措置された税制適格ストックオプションの改正の概要

- 令和 5 年度の税制改正においては、税制適格ストックオプションの要件のうち、当該ストックオプションの行使はその付与決議の日後 10 年を経過する日までの間に行うこととの要件(上記②の要件)について、一定の株式会社が付与するストックオプションについては、当該ストックオプションの行使はその付与決議の日後 15 年を経過する日までの間に行うこととするほか、所要の措置を講ずることとされました。
 - (注1)上記の「一定の株式会社」とは、設立の日以後の期間が5年未満の株式会社で、金融商 品取引所に上場されている株式等の発行者である会社以外の会社であることその他の要 件を満たすものとされています。
 - (注2)上記の改正は、令和5年4月1日以後に行われる付与決議に基づき締結される契約により与えられるストックオプションについて適用することとされています。